相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市西浦賀二丁目三一番地、最後の住所神奈川県横須賀市西浦賀二丁目一一番八号　被相続人　亡　渡邊　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

神奈川県横須賀市本町三丁目三一番地ベイスクエアよこすか二番館三〇四号

相続財産管理人　弁護士　大友　朋子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市上石田二丁目九五一番地、最後の住所山梨県甲府市国母八丁目一七番三号　被相続人　亡　秋山　輝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

山梨県甲府市丸の内三丁目三二番一〇号丸統泉ビル中込博法律事務所

相続財産管理人　弁護士　落合　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市大島町八五二七番地、最後の住所愛知県稲沢市小池三丁目一三番一五号　被相続人　亡　松本　フジ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

名古屋市中区丸の内一丁目四番二九号愛協ビル三階　内河・雑賀・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　雑賀　正浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市北口町一一八番地、最後の住所兵庫県西宮市北口町一四番七号　被相続人　亡　井上　福子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

兵庫県西宮市寿町四番二二号　O，sビル一階

相続財産管理人　弁護士　嘉藤　憲暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県境港市末広町二三番地、最後の住所鳥取県境港市誠道町二〇八二番地ケアハウスさかい幸朋苑　被相続人　亡　池田九洲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

鳥取県米子市米原五丁目三番二〇号

相続財産管理人　北沢　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県東広島市八本松町原三三三番地、最後の住所広島県東広島市八本松町原一〇五二七番地二〇　被相続人　亡　小道　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

広島県安芸郡坂町横浜西一丁目一四番八号

相続財産管理人　西　広明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市中区舟入中町二一三番地三八、最後の住所広島県尾道市新浜一丁目一四番三一―三一二号　被相続人　亡　加藤　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

事務所広島県尾道市因島土生町一七六二番地二八　相続財産管理人　村上　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県東かがわ市吉田八〇二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　倉本　忠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

香川県高松市番町一丁目六番六号　甲南アセット番町ビル四階

相続財産管理人　弁護士　古川慎一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉六七九番地二、最後の住所愛媛県松山市下伊台町一一八四番地七　被相続人　亡　池田　時雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

愛媛県松山市南堀端町五番地一

相続財産管理人　司法書士　浦田　明宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市志比田町四九七七番地ロ号、最後の住所佐賀県小城市芦刈町芦溝五八六番地六　被相続人　亡　福留　隆則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目一〇番三七号佐賀駅前センタービル六階　佐賀駅前法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥田　律雄

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による名古屋市定納山土地区画整理事業の換地処分通知は、送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

記

書類の送付を受けるべき者		
氏　名	住所（又は最後の住所）	通知の内容
久野　喜平	住所不明（土地登記記録表題部所有者）	別表のとおり
足立宇佐吉	名古屋市東区東大杉町二丁目20番地	

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県いちき串木野市京町七〇番地、最後の住所鹿児島県鹿児島市新屋敷町一六番七三号　被相続人　亡　濵　マサヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月七日

事務所鹿児島市大黒町四番二〇号プレジールビル二〇一号いづろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鑪野　孝清

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十四年八月七日

一、墳墓等所在地　愛知県額田郡幸田町大字六栗字三山口一番一

一、墳墓等の名称　六栗三山口共同墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　愛知県額田郡幸田町大字六栗字山屋敷一番地　山屋敷講組代表　志賀　庸男